

## お知らせ

広報まちだ 無料配布

## 申し込み方法のご案内

広報まちだは、希望する方に無料配布を行っています。4月からは、電話での申し込みもできるようになります。

市内在住で、次のいずれかに該当する方 ①新聞をとっていない②近くに広報紙の配布場所がない③HPの閲覧ができない④住所・氏名(ふりがな)・電話番号・広報紙無料配布希望・希望理由(新聞をとっていない等)を明示し、電話、ハガキまたはFAXで広報課(〒194-0022、森野2-2-22、☎724・2101 FAX724・1171)へ。

## 令和4年度国民年金保険料額のご案内

令和4年度の国民年金保険料は月額1万6590円です。日本年金機構から納付書が送付されますので、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください(口座振替、クレジットカードでの納付も可、納付方法によ

る割引も有り) / 詳細はお問い合わせください。

☎ねんきん加入者ダイヤル☎0570・003・004、八王子年金事務所☎042・626・3511、町田市保険年金課☎724・2127

## 固定資産税の縦覧及び課税台帳の閲覧

2022年度課税分の縦覧及び課税台帳の閲覧を実施します。なお、2022年度の固定資産税・都市計画税納税通知書は、5月2日に発送します。

○土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧  
自己の土地・家屋の固定資産税評価額が適正であるか判断できるよう、他の土地・家屋の評価額を確認できます。

○固定資産課税台帳の閲覧  
自己の資産に対する課税内容を具体的に確認していただくため、土地・家屋は名寄帳の写しを、償却資産は課税台帳の写しを交付します。

縦覧・閲覧ができる方①納税義務者、その同居の親族及び納税管理人(同居でも別世帯の方は委任状が必要)②代理人(納税者が自署[法人の場合は代表者印を押印]した委任状また

は代理人選任届が必要)

## ●本人確認書類をお持ちください

①官公署が発行した写真付きの書類1点(運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード等)②上記の書類がない場合は、次の書類2点/組み合わせは、(イ)で2点または、(イ)と(ロ)で1点ずつです。

(イ)官公署が発行した写真無しの書類(健康保険証、介護保険証、年金手帳及び証書、写真無しの住民基本台帳カード、納税通知書等)  
(ロ)その他(法人が発行した写真付きの身分証明書等)

縦覧・閲覧期間5月31日(火)までの午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝休日を除く) 場資産税課(市庁舎2階) / 新型コロナウイルス感染防止のため、お急ぎでない方は、郵送での申請をお願いします。郵送申請の詳細は、市HPをご覧ください(下記までお問い合わせください)。

☎資産税課☎724・2116、2118

## ○借地・借家人等の固定資産課税台帳の閲覧

土地や家屋を有償で借りている方や1月2日以降に所有権を得た方等は、権利の対象となる資産のみ固定資産課税台帳の閲覧申請ができます。

必要な書類本人確認書類(縦覧・閲覧の本人確認書類と同じ)と権利を有

する資産を特定するための書類(賃貸借契約書、賃借権の権利者が記載されている登記全部事項証明書等)をお持ちください。また、代理人に依頼する場合は、権利者が自署(法人の場合は、代表者印を押印)した委任状または代理人選任届が必要です。

閲覧時間午前8時30分～午後5時 / 4月上旬は混雑が予想されるため、時間に余裕をもって申請してください 場市民税課(市庁舎2階) 費1件300円

☎市民税課☎724・2874

## 町田市消防団長に吉川和男氏が再任

町田市消防団長に吉川和男氏が再任しました。市民の生命・財産を守るため引き続き消防団員の陣頭で指揮を執ります。

吉川氏は1982年に入団して以降、分団長や副団長等要職を歴任し、2020年春の褒章において藍綬褒章を受章しています。

なお、町田市消防団では、共に地域を守る消防団員を募集しています。  
☎防災課☎724・3254



## ご意見ありがとうございました パブリックコメント公表

## ①第4次町田市農業振興計画改訂版(案)②町田市里山環境活用保全計画

## ③町田市民病院第4次中期経営計画(2022年度～2026年度)(案)

☎①農業振興課☎724・2166②農業振興課☎724・2164

☎③町田市民病院経営企画室☎722・2230(内線7431、7432)

「第4次町田市農業振興計画改訂版(案)」「町田市里山環境活用保全計画」「町田市民病院第4次中期経営計画(2022年度～2026年度)(案)」の策定に当たり、皆さんのご意見を募集しました。いただいたご意見は、各計画策定の参考にさせていただきます。

○募集期間 ①②2021年12月15日～2022年1月17日③2021年12月15日～2022年1月14日

○応募者数 ①15人②34人③5人 ○意見件数 ①26件②116件③13件

○意見概要 ①②市HP③町田市民病院HPで公表するほか、次の窓口でも資料を配布します。市政情報課・広聴課(市庁舎1階)、男女平等推進センター(町田市民フォーラム3階)、生涯学習センター、各市民センター、各連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、①②＝農業振興課(市庁舎9階)、①のみ＝町田市ふるさと農具館、七国山ファーマーズセンター、JA町田市各支店、②のみ＝小野路宿里山交流館、三輪の森ビジターセンター、③のみ＝町田市民病院(1階総合案内)、保健予防課(健康福祉会館1階)

※①②は、策定した計画を市HPでダウンロードできます。冊子は市政情報課(市庁舎1階)で4月中に販売予定です。

## パブリックコメント予告

## 市では、条例・計画などの策定を進めるに当たり、市民の皆さんにご意見を伺います

4月15日から、下記のパブリックコメント(意見公募)の実施を予定しています。

案件名	町田市(仮称)教育環境整備地区建築条例(案)
募集期間	4月15日(金)～5月13日(金)
案の公表方法	・本紙4月15日号に概要を掲載(4月15日以降) ・市HPに詳細を掲載 ・市役所、各市民センター、各市立図書館等で資料の閲覧、配布 ※各窓口で開所日・時間が異なります。
意見等の提出方法	・郵便 ・FAX ・メール ・建築開発審査課(市庁舎8階)ほか、指定の窓口への提出
担当課	建築開発審査課☎724・4395、都市政策課☎724・4248

## 該当する方は申請を 各種福祉手当 障がい福祉課☎724・2148 FAX050・3101・1653

各種手当の概要は下表のとおりです。該当する方は、手当が支給される場合があります。手当によって認定要件や提出書類が異なりますので、申請の前にお問い合わせください。また、認定とならない場合もありますのであらかじめご了承ください。

4月1日現在

手当の種類	対象	手当額(月額)	振込予定日
障害児福祉手当	①～③のいずれかに該当する20歳未満の方 ①おおむね身体障害者手帳1・2級②おおむね愛の手帳1・2度③常時介護を必要とする状態にある障がいまたは精神障がいがある ※手帳の等級にかかわらず所定の診断書で審査します。 ※施設入所者、障がいを理由とする年金を受給中、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。 ※上記手帳の内容でも対象とならない場合があります。	1万4850円 ※請求の翌月分から支給されます。	5月10日(火)(2月～4月分) 8月10日(火)(5月～7月分) 11月10日(木)(8月～10月分) 2023年2月10日(金)(11月～1月分)
特別児童扶養手当	①～③のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方 ①身体障害者手帳1～3級程度②愛の手帳1～3度程度③日常生活に著しい制限を受ける程度の障がいまたは精神障がいがある ※所定の診断書で審査します(手帳に代えられる場合有り)。 ※児童が施設に入所中、障がいを理由とする年金を受給中、保護者・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	手当等級1級=5万2400円 手当等級2級=3万4900円 ※請求の翌月分から支給されます。	4月(12月～3月分) 8月(4月～7月分) 11月(8月～11月分) ※11日までに支給。 ※国から支給されます。
特別障害者手当	①～③のいずれかに該当する重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方 ①おおむね身体障害者手帳1・2級②おおむね愛の手帳1・2度③上記と同等の障がい・精神障がいがある ※手帳の等級にかかわらず所定の診断書で審査します。 ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。 ※上記手帳の内容でも対象とならない場合があります。	2万7300円 ※請求の翌月分から支給されます。	5月10日(火)(2月～4月分) 8月10日(火)(5月～7月分) 11月10日(木)(8月～10月分) 2023年2月10日(金)(11月～1月分)
心身障害者福祉手当	①～④のいずれかに該当する20歳以上65歳未満の方 ①身体障害者手帳1・2級②愛の手帳1～3度③脳性マヒ④進行性筋萎縮症 ※施設入所者、所得が一定額以上の方は除きます。精神障害者保健福祉手帳は対象になりません。	1万5500円 ※請求の当月分から支給されます。	4月25日(月)(12月～3月分) 8月25日(木)(4月～7月分) 12月23日(金)(8月～11月分)
重度心身障害者手当	①～③のいずれかに該当する常時複雑な介護が必要な65歳未満の方 ①重度の知的障がい、常時著しい精神症状がある②重度の知的障がいと重度の身体障がいがある③両上肢及び両下肢の機能が失われ座位困難である ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、所得が一定額以上の方は除きます。	6万円 ※請求の当月分から支給されます。	毎月20日までに前月分を支給 ※都から支給されます。

※扶養義務者…申請者と同居している父母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫等 / 上記支給日以外に支払いを行うこともあります / 支給日が土・日曜日、祝休日の場合は、原則としてその直前の金融機関営業日を支給日とします。